

第168回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第5号

平成30年5月1日かすみがうら市農業委員会告示第5号をもって、平成30年5月10日(木)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第168回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年5月10日(木) 午後3時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 齊藤 幸雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	係長 永田 昌之(書記)
主任 水野谷 里子	主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

1番 栗山 千勝 2番 塚本 勝男

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 現況証明願の交付決定について
議案第37号 農地改良協議書に対する同意について
議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構)
議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

⑥ その他

8. 閉会

午後3時53分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第168回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっております ので、以後の議事進行につきましては、齊藤会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>会長あいさつ はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、1番 栗山 千勝委員、2番 塚本 勝男委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に報告第14号、第15号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付 されていますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第33号 農地法第5条の規定による許可の取消願について」上程い たします。事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p>
議 長	<p>議案の朗読及び説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。 議案第33号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第33号について、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の方は挙手をお願 いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第33号 農地法第5条の規定による許可の取消願につい て」は、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」 上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。 なお、番号4番につきましては、浄化槽処理後の排水路放流など具体的な計画に</p>

	<p>については、農地法第5条許可の際に判断することとなるため、3条許可申請の段階では内容の確認になりますので、農地法第5条の許可と併せて審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
2番 塚本委員	<p>5月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、外塚委員と飯田委員と私、塚本の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号1番は、●●公民館の約400m北西に位置する畑4筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は農業経営を法人化し、法人として新規参入するため、今回の申請に至りました。作付作物は葉物野菜のベビーリーフを計画しています。 番号2番は、●●の●●公民館に隣接する畑1筆と、その約100m東に位置する田1筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は野菜と水稻を計画しています。 番号3番は、●●の●●から約300m南東に位置する畑になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は父が高齢で耕作困難なため、後継者として贈与を受けるため今回の申請に至りました。作付作物は野菜を計画しています。 番号5番は、●●入口から約700m西に位置する、譲受人の自宅脇の畑になります。現況は一部、篠が繁茂していました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は栗を計画しています。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第34号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、番号4番を除き、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
4番 外塚委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、●●郵便局の約400m東に位置する、譲受人の自宅脇の畑で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は農家住宅の敷地が手狭なため、農家住宅の敷地拡張を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 続いて、番号2番をご覧ください。 番号2番は、●●グラウンドの約400m東に位置する畑2筆で、第1種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請者は農業用倉庫4棟の建設を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 申請地は第1種農地ですが、農業用施設は不許可の例外に該当するため、許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号3番は、●●郵便局の約600m東に位置する、申請人の自宅脇の畑、第1種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は父の農地を借り受け、自己住宅を建設する計画です。申請地は第1種農地ですが、住宅の建設であり、6戸以上住宅が連坦している状況から不許可の例外に該当するため許可要件は満たしていると考えます。 続いて、図面番号4番をご覧ください。 番号4番は、●●の●●工業から約500m南西に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は父の農地の一部を借受け自己住宅を建設する計画です。また排水については浄化槽処理後、排水路へ放流するための配管を父の農地2筆へ埋設するため、区分地上権の設定を目的とした3条許可を併せて申請しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号4番及び議案第34号の番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番及び議案第34号の番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について」番号4番及び議案第34号の番号4番については、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第34号 番号4番 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」及び「議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 なお、議案第35号 番号2番については、3,000㎡以上の案件となることから、17日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんにはご承知おき願います。
議 長	次に、「議案第36号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
6番 飯田委員	図面番号5番をご覧ください。 番号1番は、●●郵便局の約400m東に位置する、先ほどの5条許可、番号1番の隣接になります。こちらは平成6年以前から住宅敷地として利用されており、現況も住宅敷地となっております。現況も申請どおりとなっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 続いて、図面番号6番をご覧ください。 番号2番は、●●郵便局の約600m東に位置する、先程の5条許可、番号3番の隣接になります。こちらは昭和55年頃から農業用倉庫及び豚舎の跡地として利用されており、現況も農業用倉庫1棟と豚舎のコンクリート製のベタ基礎が残っております。現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。以上、委員の皆様のご更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第36号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第37号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	事務局の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
6番 飯田委員	図面番号7番をご覧ください。 番号1番は、●●の●●会社から約100m北に位置する畑になります。●●地内の申請人が所有する畑が、道路より高く耕作不便なため掘削し、その土を申請地へ搬入するための申請となります。土量は400㎡で、申請地へ盛土高35cmで均等に均し、●●地内の掘削する畑と申請地は、どちらも改良後に野菜を作付する計画となっております。 同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。議案第37号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第37号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第37号 農地改良協議に対する同意について」は原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。12ページをご覧ください。 今回の利用権の設定は、全体で26件、面積は70,805㎡。そのうち新規は21件、主な作物は、水稻、レンコン、野菜となります。再設定は5件、主な作物は、水稻、レンコン、果樹となります。以上、農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上です。

議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	20ページの農用地利用集積計画の表をご覧ください。 茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が1件、面積が1,748㎡です。 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、22ページの農用地利用配分計画案をご覧ください。 市長より、平成30年4月25日付けで、農用地利用配分計画案の意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が2件、面積が3,353㎡です。所在、●●205については、担い手が規模縮小により、新たに農地中間管理機構が、農用地利用配分計画を定めるため、また●●208については、議案第39号の農用地利用集積計画の公告と同時施行とするための内容となります。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が、農地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が新たに受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、「議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議 長	前回の総会でお話のありました部会ではありますが、制度と運用について、事務局から説明をお願いします。
事務局	部会の制度と運用について、ご説明いたします。 なお、前回の総会において、十分な説明ができなく申し訳ありませんでした。お手元の資料をご覧ください。黄色のマーカの引いてある2綴りの資料となります。 部会の制度については、農業委員会等に関する法律第16条に部会の設置及び構成が規定されております。黄色のマーカ箇所をご覧ください。第16条第1項で、農業委員会に農林水産省令で定めるところにより、部会を置くことができるとされ、また、同条第5項で、部会の委員の定数は、条例で定めることとされております。次ページをお願いします。次に、部会の条文の解説でございますが、黄色のマーカ一部分をご覧ください。平成27年の法律改正後の農業委員会は、その所掌事務が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に重点化されたことにより、もはや農地部会とそれ以外の部会といった機能別の部会を廃止し、農業委員会の区域の一部について部会を置いて事務を処理できることとされた。その場合には、部会が置かれた区域における農業委員会の事務は部会で、その他の区域における農業委員会の事務は総会で処理することとなる。また、部会の決定が総会の決定となる、とされております。 こうしたことから、かすみがうら市の場合、かすみがうら市の区域の一部に部会を設置し、農業委員さんの一部で部会を構成し、部会において農地法等の許可の審議をするよりも、これまでどおり、15名の農業委員さん全員で、総会においてかすみがうら市全域の農地法等の許可の審議をしていただくのがよろしいかと思われま。ついでには、部会の設置は必要ないかと思われま。以上です。
議 長	ただいま説明がありましたように、部会は設置しないこととしてよろしいでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	異議がありませんので、部会は設置しないこととします。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	①互助会規約、慶弔表の一部改正について ②農地利用状況調査日程表(案)について ③視察研修について
議 長	ただ今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
1番 栗山委員	はい。
議 長	どうぞ。
1番 栗山委員	規約の一部改正をしたらいいんじゃないかと思う。いろんな問題があるので。議案だけの審議ではなくて。規約の改正をしてはどうですか。
事務局	議案審議が終わった後に、その他ということで、農業委員さん、推進委員さんから、ご意見等あったらということでもよろしいですか。

	(それでいいんじゃないですか。という声)
議 長	その他ご意見ございますか。
1番 栗山委員	その他の案件も入れるべきじゃないですか。
議 長	次回総会資料には、その他ということで入れるということで、ただいま、栗山委員からありましたように、次回の総会には、その他と入れるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議 長	以上をもちまして、第168回総会を閉会いたします。 長時間にわたり慎重審議大変ご苦勞様でした。
	(午後3時53分閉会)